

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 29 年 5 月 30 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 津田 恵史
	監察監督官 中前 英人
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

定期監督等を 1,853 件実施、約 74% で法令違反の是正を指導 ～ 平成 28 年の監督指導実施状況 ～

厚生労働省和歌山労働局（局長 ^{なかはらまさひろ} 中原正裕）は、平成 28 年に県下 5 か所の労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめました。

1 定期監督等^{*1}の実施状況

- (1) 県内の 1,853 事業場に対して定期監督等を実施した。
うち、1,366 事業場（73.7%）で何らかの労働基準関係法令違反を認め、**是正指導**を行った。
- (2) 法令違反の主な内容は、
 - ・労働時間に関するもの 367 件、
 - ・割増賃金に関するもの 255 件、
 - ・安全基準に関するもの 355 件、
 - ・健康診断に関するもの 281 件
 であった。

2 申告処理^{*2}の状況

- (1) 労働者からの申立てを受け、208 件の申告処理を実施した。
- (2) 主な内容は、
 - ・賃金不払に関するもの 155 件、
 - ・解雇に関するもの 25 件
 であった。

申告を端緒とした監督における違反率は 69.5% であった。

* 1 「定期監督等」とは、労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に基づき、労働基準監督官が定期的に又は労働災害の発生等を契機として事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合には、事業主に対して是正を勧告、指導するもの。

* 2 「申告」とは、労働者から労働基準監督署に対し、事業場が労働基準関係法令に違反している旨を申し立てること。申告を受けた労働基準監督署では、違反の事実を確認し、違反が認められた場合には是正を勧告、指導するなどにより改善を図っている。

和歌山労働局及び各労働基準監督署では、平成 28 年の監督指導における法令違反の状況等を踏まえ、平成 29 年度は、**長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、死傷災害の増加を踏まえた労働災害の防止等**、を重点課題として、引き続き、積極的に監督指導等を実施し、法令遵守の徹底を図ることとしています。

1 定期監督等の実施状況

(1) 平成28年(1~12月)中に、県内の1,853事業場に対して労働基準監督官が定期監督等を実施し、このうち1,366事業場(73.7%)で何らかの労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行いました(グラフ1)。

(2) 主な違反の内容としては、労働時間に関するものが367件(26.9%)と最も多く、以下、安全基準に関するもの355件(26.0%)、健康診断に関するもの281件(20.6%)、割増賃金に関するもの255件(18.7%)の順に多くなっています。

また業種別にみると、接客娯楽業(89.2%)、運輸交通業(83.6%)、保健衛生業(82.4%)の順で違反率が高くなっています(表1、表2)。

グラフ1 定期監督等の実施状況の推移

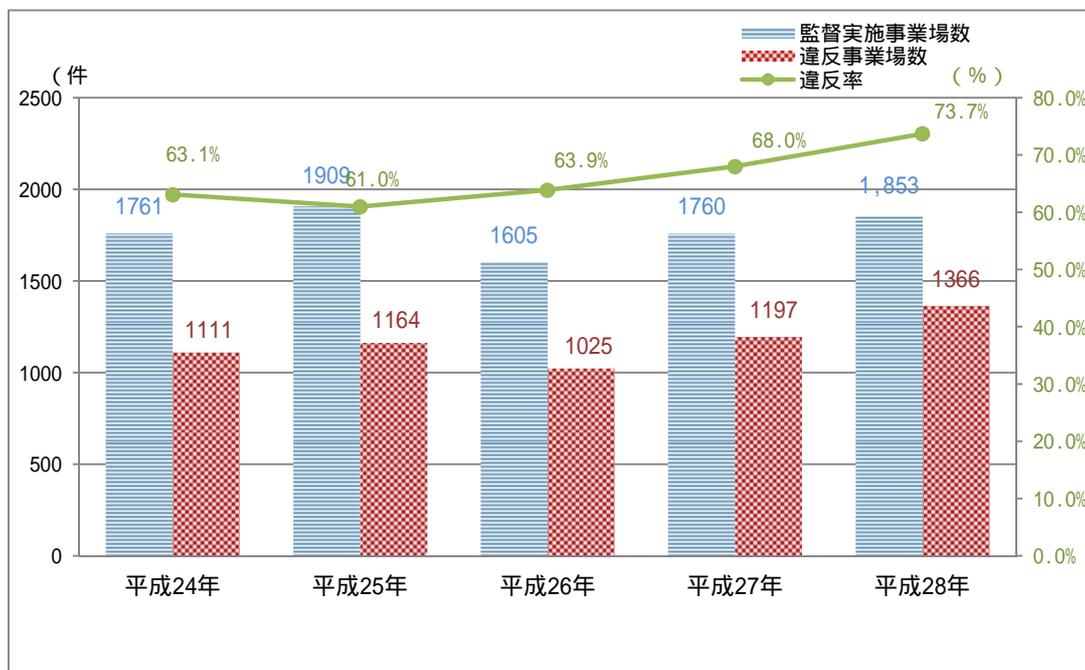


表1 平成28年 定期監督等実施状況

業種	監督実施 事業場数	違反事業場数	違反率 (%)	主な違反の内容(件数)									
				労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断
製造業	509	387	76.0	59	154	77	20	34	38	96	44	65	106
建設業	606	407	67.2	6	14	9	4	5	27	229	15	23	4
運輸交通業	122	102	83.6	20	52	27	8	40	0	4	0	3	42
農林業	26	13	50.0	3	0	0	1	0	0	4	0	4	2
商業	293	216	73.7	94	59	55	18	53	0	7	0	2	61
保健衛生業	136	112	82.4	26	34	43	15	13	0	0	0	0	33
接客娯楽業	65	58	89.2	19	20	18	5	13	0	4	0	0	14
上記以外	96	71	74.0	8	34	26	12	9	1	11	0	2	19
合計	1853	1366	73.7	235	367	255	83	167	66	355	59	99	281

(注)主な違反の内容は、抜粋であり、また同一事業場で複数の違反が認められる場合もあるため、違反事業場数と各違反項目の合計数は一致しない。

表2 事項別の主な違反事例

* 労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法

事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	・労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	・10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	・事業場ごとに賃金台帳を調製していない。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
作業主任者 (安衛法 14 条)	・足場の組立てや地山の掘削等、災害防止のための管理を必要とする作業で、作業主任者を選任し作業指揮等をさせていない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	・プレスや木工用の機械に有効な安全装置を設けていない。 ・足場に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・建設機械等との接触防止の措置を講じていない。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	・局所排気装置の設置や防毒マスクの使用等の有害物質へのばく露防止措置を講じていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	・動力プレスやフォークリフト等の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有機溶剤や特定化学物質の取扱い等の有害業務に従事する労働者に、6か月ごとに1回、特殊健康診断を行っていない。

2 申告処理の状況

平成 28 年（1～12 月）中に、労働者からの申し立てを受け、労働基準監督署が処理を行った申告件数は、208 件でした。

このうち、労働者が申し立てた労働基準関係法令違反の内容は、賃金不払に関するもの 155 件（74.5%）、解雇に関するもの 25 件（12.0%）、最低賃金に関するもの 14 件（6.7%）の順に多くなっています（表 3、グラフ 2）。

申告に基づいて、154 事業場に対して労働基準監督官が監督を実施し、このうち 107 事業場（69.5%）で何らかの労働基準関係法令違反を認め、是正の指導を行っています。

表 3 平成 27 年における申告処理の状況

主な業種	申告 件数	主な申告の内容					
		労働基準法				最低 賃金法	労働安全 衛生法
		賃金不払	解雇	労働時間	その他		
製造業	23	16	3	0	2	1	1
建設業	39	29	5	0	0	5	0
運輸交通業	10	10	2	0	1	0	0
商業	29	22	6	0	0	1	0
保健衛生業	33	22	6	1	2	0	0
接客娯楽業	33	22	1	1	2	3	0
上記以外	41	34	2	1	2	4	0
合計	208	155	25	3	9	14	1

（注）1 件につき複数の事項について申告する場合もあるため、申告受理件数と主な申告事項の件数の合計は一致しない。

グラフ 2 年別申告件数の推移

